

建築物の所有者(管理者)の皆様へ

特殊建築物等の定期報告制度について

1. 定期報告制度とは？

老人ホーム等の福祉施設は、不特定多数の人々が利用する建築物であり、火災等が発生した場合に、利用者が安全に避難できるように建築されています。

しかし、建築物の維持管理が適切に行われていない場合には、火災等が発生した際に建築物が備えている本来の機能を十分に発揮できず、安全性が低下し、人的被害をもたらす災害を引き起こし、大惨事となるおそれがあります。

近年では、建築物だけでなくエレベーターや遊戯施設の事故が相次いでおり、いずれも定期検査が適切に行われていなかったことで、事故につながった可能性が指摘されています。

そのため、建築基準法第12条第1項及び第3項では、上記の災害、事故等の発生や拡大を未然に防ぐため、資格者による調査又は検査を定期的を受け、結果を市に報告するよう義務付けています。

2. 定期報告の調査・検査ができる資格者

一級建築士若しくは二級建築士又は資格者証の交付を受けた者でなければ、定期報告における調査・検査を行うことができません。建築物所有者(管理者)の皆様は、今後定期報告を下表の資格者へ依頼してください。

建築物・設備の種類	資格者の種類
特定建築物・全ての設備	一級建築士・二級建築士
特定建築物	特定建築物調査員
昇降機	昇降機等検査員
防火設備	防火設備検査員

3. 定期報告の対象となる建築物等

定期報告の対象建築物等については、下記の定期報告対象建築物等一覧表を御確認ください。

○定期報告対象建築物等一覧表

	用途	規模(いずれかに該当するもの)	報告間隔	報告時期
特殊建築物等	①児童福祉施設等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る。)	・地階若しくはF \geq 3階 ・2階の床面積 300 m ² 以上	2年	検査済証の交付を受けた日の属する月から起算して、報告月を超えない9月
	②下宿、共同住宅、寄宿舍等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る。)		3年	
防火設備	①、②に該当する施設	随時閉鎖式のものに限る。 (外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。)	1年	検査済証の交付を受けた日以降の9月 次回以降毎年9月
	病院、診療所又は高齢者等の就寝の用に供する施設 (200 m ² 以上)			
昇降機等	エレベーター(労働基準法対象のエレベーター及びホームエレベーターを除く。)	小荷物専用昇降機	1年	検査済証交付月 次回以降毎年検査済証交付月

- ・上記の表は、定期報告対象建築物等の一部を記載したものです。
- ・新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。(初回免除)
- ・地階若しくはF \geq 3階とは、地下若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100 m²を超えるものをいいます。
- ・既存建築物を改修・用途変更して当該用途に供するものの報告時期については、建築指導課へ相談してください。

4. 定期調査報告書・定期検査報告書提出先

那須塩原市建築指導課指導係へ御提出願います。

TEL : 0287-62-7169

※報告書様式は市ホームページからダウンロードできますので御活用ください。